

令和2年度 みんなで支える森林づくり北信地域会議
(第2回) 実施概要

1 相手方及び説明実施日時場所

委員	日時	場所
榊原委員	令和3年2月17日(水) 10時30分	フォレスト工房もくり事務所
宮崎委員	令和3年2月17日(水) 14時00分	瑞穂木材株式会社
頓所委員	令和3年2月18日(木) 10時30分	中野市役所
堀澤委員	令和3年2月19日(金) 10時00分	北信州森林組合
大西委員	令和3年2月19日(金) 14時30分	なべくら高原森の家
高村委員	令和3年2月22日(月) 13時30分	信州大学長野(工学)キャンパス
清水委員	令和3年2月25日(木) 10時00分	農事組合法人三ツ和農産

2 説明者

北信地域振興局林務課 林務課長 林 俊秀
企画幹兼課長補佐兼林務係長 森 一雄

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止し、各委員の皆様にご意見をいただいた。

(1) 説明資料

- ア 令和2年度の森林税活用事業の実績見込みについて
資料1 長野県森林づくり県民税活用事業一覧
- イ 令和3年度森林税事業予算について
資料2 令和3年度森林づくり県民税活用事業について
- ウ その他
資料3、4 長野県森林づくり指針の計画期間の延長について

(2) 委員からの主な意見等

ア (1) -ア、イ関係

【北信地域における実施状況について】

- ・他地域と比べると税の活用が少ないが、取り組みは少しずつでも進んでいるということは理解できた。
- ・R2の事業は執行できているか。→100%ではないがほぼ執行の見込み。
- ・北信地域の森林税活用が少ない理由は何か→「みんなで支える里山整備事業」による間伐が予算の4割近くを占めている。この事業を多く活用している地域では、切り捨て間伐を主体とする事業体が多い。搬出間伐や集約化が難しい事業体は森林税事業のメリットが大きいと考えられる。当地域は、林業事業体と

しては北信州、栄村の両森林組合だけで、集約化による搬出間伐が中心であること、また、広葉樹の比率が多いことから活用が少ないと思われる。

- ・森林税の活用を間伐に限定することはない。「子供の居場所の木質化」など若者が木材に親しむ機会を作ることも重要。

【間伐材等の利活用について】

- ・行政が縦割りになっているところがあるので、必要などころに情報が行くよう考えた方がよい。
- ・学校関係であれば教育委員会に周知するなど、もっと使ってもらえる方法を考え提案することも必要。
- ・松くい虫被害材の活用が来年度拡充されているが、道路、中間土場がない状況で、チップ化して搬出できるか。
- ・バイオマス発電は使えない材を活用するという考え方ならわかるが、現状かえって高コストになっている可能性がある。検証が必要ではないか。例えば発電1kw当たりのコストから考えるなど。
- ・木材利用も単なる備品調達で終わらせるのではなく、簡単に取り組めるようにして裾野を広げることが必要。子供たちに関心を持たせるように工夫しないと今後に繋がらない。
- ・県立高校に対しても木材を活用した技術の授業などの取り組みができないか。長野県の学校の特色にしてもよい。

【森林税 PR について】

- ・森林税に対する一般の人の関心は薄いと感じている。
- ・保育園や学校の取り組みは多くの人が森林税の活用状況が見えるのでよい。間伐だけだと一般の人は見えない。
- ・多くの人が興味を持てるように PR に力を入れてもらいたい。
- ・見えるところの事業をもっと増やしてもらいたい。「森林税を使いました」という PR をすること。
- ・来年度予算の部分の森林税 PR 強化について、SNS 等とあるが、現在はどのような PR を行っているのか。→北信ではブログと情報誌リフレへの掲載を行っている。
- ・ちゃんと伝わっているのか心配。全県で1,000万円かけている。難しいことはわかるが、効果が見えづらい。
- ・分かりやすい教材を作るなど、幼児教育に力を入れた方がよいのではないかと

【その他】

- ・学校林は、いったん伐採して仕立て直すところからでなければ、子供たちの活動はできない。

- ・森林に関心を持ってもらうには、子供の時の経験が大きいので、教育委員会との連携、森の幼稚園などで野外活動的な取組をしてほしい。
- ・フィンランドでは電線の周辺は「皆伐～再生林～皆伐」の施業により常に整備された状態で維持されていた。そこまでできなくてもライフラインを維持するための取組は必要。
- ・里山整備利用地域が増えてきていることは、山に目を向けてもらう機会としても良いことと思う。
- ・東北の震災で集められていた1,000円の超過課税との関係はどうなっているのか。→復興特別税として住民税が集められるのは、令和5年までで、令和6年からは森林環境税として徴収される。これは国の制度で、県、市町村に配分され、森林整備の促進等に使われる。県、市町村への配分は令和元年から既に前倒しで配分されている。森林税の制度とはすみ分けているが、今後、次期森林税を検討する際には、この制度との関係についても議論されると思う。
- ・森林税は今後どうなるのか。→今期は令和4年度までなので、来年度くらいには次期の方向性を検討することになる。
- ・各地域振興局の情報共有を図る機会を設けることも必要、他の地域の取組を知ることが地域の取組に生きてくる。

イ (1) -ウ関係

特に意見なし